

「浦添市立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針(案)」の修正一覧表

■ご意見等を参考に、下記のとおり修正しました。(下線箇所)

■ページ番号は、修正後の基本方針のページ番号です。

項目	1. 本方針の位置づけ p2		
ページ	修正前	修正後	修正理由
p2 3行目～	推進にあたっては、既存計画との連携を行い、	(追加) <u>市立幼稚園の認定こども園移行に関する具体的な取り組みについては、本方針を基本として推進していくこととし、その推進にあたっては、既存計画との連携を行い、</u>	基本方針を策定したことにより、「市立幼稚園の認定こども園移行に関する具体的な取り組みについては、本方針を基本として推進していくこと」を明記することに見直しました。
項目	2. 就学前教育・保育の現状と課題 p3		
ページ	修正前	修正後	修正理由
p3 10行目～	3歳児保育及び幼稚園給食を導入していますが、土曜日保育や	(追加) 3歳児保育及び幼稚園給食を導入していますが、 <u>他の園でも早期実施を求める声が高まっています。また、全幼稚園の園児の約6割は、保護者の就労等の理由により預かり保育を利用していることから、土曜日保育や</u>	公立幼稚園の保護者ニーズや、預かり保育の利用状況をより具体的に明記することに見直しました。
p3 15行目～	表示なし	(追加) <u>特別支援学級については、現在5歳児の午前中の教育を行っていますが、午後の預かり保育までの継続した受入を行う必要があると考えています。</u>	特別な支援を必要とする子どもの受入状況や、今後の課題を具体的に明記することに見直しました。
p3 20行目～	安定的な人員確保に努める必要がある	(追加) <u>安定的な人員確保に努めると同時に、効率的な行財政運営の視点も踏まえながら、民間活力の導入による職員の集約化を進める必要があると考えています。</u>	職員体制については、職員採用や配置についての検討と同時に、効率的な行財政運営の視点に立った民間活用も取り入れて職員の集約化を図る必要性を明記することに見直しました。

項目	4. 認定こども園移行による効果等 p5		
ページ	修正前	修正後	修正理由
p5 1行目	(1)認定こども園で提供できるサービス	(修正) (1)認定こども園移行後の教育と保育	表現を見直しました。
p5 2行目～	移行後の認定こども園では、次のサービスを提供します。	(修正) <u>浦添市立幼稚園から幼保連携型認定こども園移行後は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき次の教育と保育を行います。</u>	認定こども園は何に基づいて教育と保育を行うのか、分かりやすいように表現を見直しました。
p5 4行目	保護者の就労状況に関わらず	(修正) <u>保護者が働いている、いないに関わらず</u>	「就労状況」の表現が、就労世帯を優先するとの誤解をあたえることのないよう、表現を見直しました。
p5 12行目	特別な支援を必要とする園児についても、連続性のある、一貫した教育・保育のサービスを提供します。	(修正・追加) 特別な支援を必要とする園児についても、 <u>年齢に応じた受入を基本とし、午前中の教育から午後の保育までの連続性のある、教育と保育を提供します。</u>	「連続性のある教育と保育」について表現を見直しました。 また、「必要年齢に応じた受入を基本とする」ことを明記することに見直しました。
p5 22行目	(2) 職員体制	(修正) (2) 公立幼保連携型認定こども園の職員体制	公立型の職員体制と分かるよう表現を見直しました。
p5 22行目	安定的な教育・保育のサービスが提供できるよう、次のことに取り組みます。	(修正・追加) 安定的な教育と保育が提供できるよう、 <u>公立幼保連携型認定こども園(以下「公立型」という。)では次のことに取り組みます。</u>	「サービス」の表現を見直しました。 また、「公立幼保連携型認定こども園(以下「公立型」という。)を明記することに見直しました。
p5 24行目	②幼稚園教諭及び保育士の配置については、	(修正) ① <u>保育教諭</u> の配置については、	現在の幼稚園及び保育所職員の職名ではなく、認定こども園の職名に見直しました。
p5 26行目	表示なし	(追加) ② <u>認定こども園では、専任の園長を配置し施設の管理及び運営を行います。</u>	市立幼稚園では、小学校長が園長を兼任していません。認定こども園では、専任の園長が配置されます。そのことを明記することに見直しました。

p6 4行目	約半数を公私連携型認定こども園として運営し、	(追加) 約半数を公私連携 幼保連携型 認定こども園(以下「 公私連携型 」という。)として運営し、	表現を見直しました。
p6 6行目	表示なし	(追加) <u>公私連携型も保育教諭による安定的で質の高い教育と保育を行います。</u>	新たに明記することに見直しました。
p6 9行目	早期の組織一元化と窓口の一本化を図り、	(追加) <u>(4) 窓口の一本化等</u> <u>就学前の子どもの利用施設である保育園及び幼稚園、各認定こども園の入園手続や相談窓口について、</u> 早期の組織一元化と窓口の一本化を図り、	基本方針案では、5ページ(2)職員体制に記述した内容の一部を、(4)窓口の一本化等に記述することに見直しました。
項目	5. 認定こども園の運営と移行時期 p7		
ページ	修正前	修正後	修正理由
p7 2行目～	幼稚園の長所を生かしつつ、	(追加) <u>認定こども園では、公立型、公私連携型いずれも園則を定めて施設の管理・運営を行いながら「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき教育と保育を行います。これまでの幼稚園の長所を生かしつつ、</u>	認定こども園では、園則を定めて管理・運営を行うこと、また国が定めた「 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 」に基づいた教育と保育を行うことを明記することに見直しました。
p7 4行目～	質の高いサービスを	(修正) 質の高い教育と保育を	表現を見直しました。
p7 9行目	②3歳児については、就労世帯を優先する等	(追加) ②3歳児については、 <u>当面の間</u> 就労世帯を優先する等	「 <u>当面の間</u> 」を明記することに見直しました。
p7 11行目～	本市の諸計画及び課題を十分に踏まえた運営基準を市と協議して定めます	(修正) 本市の諸計画及び課題を十分に踏まえるとともに、市と協議して定めた <u>協定事項</u> に沿った運営を行います。	表現を見直しました。

p7 14行目～	地域のバランスを考慮した配置とします。	(追加) 園の設置については中学校区ごとの配置を基本とし、 <u>地域のバランスを考慮します。</u>	公立型の設置についての表現を見直しました。
p7 22行目	認定こども園へ移行します	(追加) <u>幼保連携型認定こども園へ移行します</u>	表現を見直しました。
資料	認定こども園の利用手続きと保育料について p8		
ページ	修正前	修正後	修正理由
p8、p9	6. 認定こども園の利用手続き・保育料	(資料) 認定こども園の利用手続きと保育料について	認定こども園の利用手続きと保育料については、保護者がより知りたい情報であるため基本方針案へ記述していましたが、基本方針策定に際し、「資料」として表すことに見直しました。(基本方針は、 <u>認定こども園の移行に向けた具体的な取組を示すものであるため</u>) また、子ども子育て支援新制度及び保育料の多子軽減制度など国の制度見直しがある場合は、広報や市ホームページで情報の周知を図ることを明記しました。